

もりやま障害福祉プラン 2024

(守山市障害者計画・守山市障害福祉計画・守山市障害児福祉計画)

概要版



令和6年3月
守山市

1 計画の基本理念と考え方

(1)「もりやま障害福祉プラン 2024」について

1. 計画策定の趣旨

「もりやま障害福祉プラン 2024」（以下「本プラン」という）は、これまでのプランで掲げてきた「真の共生社会をめざして」という基本理念を継承しつつ、国の基本指針や滋賀県の「第7期障害福祉計画および第3期障害児福祉計画」との整合性を図り策定しました。

また、障害福祉計画・障害児福祉計画については、国から示されている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき障害福祉サービスの見込量や数値目標の設定を行う等、国の障害者施策全般の見直しの動向も見据えた内容としています。

2. 計画の位置づけ

本プランは、障害者基本法第11条第3項に基づく「守山市障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「第7期守山市障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「第3期守山市障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

3. 計画の期間

本プランの期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

(2)基本理念

～ 真の共生社会をめざして ～

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現が求められています。

共生社会の実現に向けては、地域社会全体での理解や支援が重要となります。

本市においても、障害を理由とする差別の解消等、理解を深める啓発事業を実施しており、お互いの個性や人格を理解し、互いに支え合いながら生きていく共生社会の実現をめざしてきました。

今後も障害のある人の多様なニーズに対応するため、専門的な課題に対応した相談支援を実施し、個々の障害のある人の困難を解消するとともに、必要な支援を安心して受けることができるよう、支える側の支援の充実等、本市全体で多様な支援の充実に努めます。

2 各種施策の方針と具体的な対応策

基本目標 1

ともに理解し合い、支え合い、高め合うために
～地域で支え合える生活に向けた施策の展開～

施策の方針

- 障害への正しい理解の促進や情報の提供に努め、障害の有無に関わらずすべての市民が社会の構成員としてともに生活し、互いが個人として尊重し合う「人権文化」の根付いた **地域共生社会の実現に向けて** 取組を促進します。

基本目標の進捗を測る指標

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害のある人の人権をテーマに開催した自治会人権・同和問題学習会の数	10回	10回	10回
手話通訳者派遣件数	627件	704件	791件
障害者スポーツ大会参加者数	39名	42名	46名

具体的な対応策

取組の具体策	主な施策項目
相互理解の促進と心のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害の理解と認識を深める啓発事業の実施や支援 ○ まちづくり人権教育推進協議会活動の推進 ○ 障害を理由とする差別の解消の推進
情報アクセス・コミュニケーション支援等の合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉サービス等の情報提供の充実 ○ 情報通信技術（ICT）を活用した情報提供の充実 ○ コミュニケーション支援事業の推進
交流・ふれあい・文化・パラスポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交流の場の確保 ○ 障害者スポーツ活動の充実 ○ 文化・レクリエーション活動の充実
地域福祉の視点に立った活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動への支援 ○ 福祉ニーズを把握するための仕組みづくり ○ 地域での助け合い活動の推進
障害や難病・依存症等に関する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害理解を深めるための各種講座等の充実 ○ 障害のある人の理解を深める福祉教育の推進 ○ こころの病・精神障害に関する啓発



施策の方針

- 障害のある人の住み慣れた地域での生活を支えるために、関係機関等とのきめ細かな連携をとれる仕組みづくりを進めることで、**包括的な支援体制の構築**を促進します。
- 判断能力に不安がある障害のある人の権利を守り、自己決定を支援できるよう**権利擁護の推進**を図ります。

基本目標の進捗を測る指標

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援事業者の訪問等による専門的な指導・助言件数	380件	420件	460件
成年後見制度にかかる相談件数	120件	130件	140件
地域生活支援拠点の相談機能・緊急時対応機能の実施事業所数	1か所	3か所	5か所

具体的な対応策

取組の具体策	主な施策項目
障害のある人に対する虐待の防止	○障害者虐待防止体制の整備 ○障害者虐待防止の啓発および研修の充実
地域で安心して生活できる仕組みづくりの推進	○身近なところで気軽に相談できる体制の推進 ○相談を生活支援サービスにつなげる仕組みづくりの推進 ○障害のある人に対する発達支援システムの充実
障害のある人・家族への重層的な支援体制の推進	○総合相談窓口（基幹相談支援センター）の充実 ○相談体制の再構築
成年後見制度等権利擁護事業の周知啓発等、障害のある人の権利擁護の推進	○成年後見制度の利用支援および普及啓発 ○地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用促進
保健・医療の充実	○健康管理等に関する支援の充実 ○各種健診（検診）の充実 ○在宅訪問歯科保健事業の実施

施策の方針

- 障害のある人の雇用機会の拡大と雇用後の職場への定着を図るため、関係機関と連携し、**働く場の確保と働く環境の向上**に努めます。また、就労定着も重要であることから、就労後の適切なサポートが行える支援体制の充実を図ります。

基本目標の進捗を測る指標

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者就職フェアの参加企業数	面接会：10社 セミナー：25社	面接会：15社 セミナー：30社	面接会：20社 セミナー：35社
年間就職件数（働き・暮らし応援センターりらく相談者）	26件	30件	34件
就労移行支援・就労定着支援決定者数	就労移行：30人 定着：9人	就労移行：32人 定着：11人	就労移行：34人 定着：13人

具体的な対応策

取組の具体策	主な施策項目
障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進	○障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進および啓発 ○各種助成制度等に関する啓発
障害のある人の就労支援と場の拡大	○就労支援体制の充実 ○事業所等への必要な情報の提供、助言等の支援 ○生活介護事業所・就労継続支援事業所等の福祉的就労に対する支援
福祉サービスの利用による障害のある人の就労促進	○就労に向けた就労移行支援の利用促進 ○通所事業所等との情報共有の強化
仕事探しから就労・定着までの一貫した支援の促進	○「障害者総合支援法」に基づく就労支援の推進 ○発達障害のある人・ひきこもりの人への就労相談・就労支援

基本目標 4

子どもの健やかな発達のために ～障害児に対する支援策の展開～

施策の方針

- 自立と社会参加を見据えながら、それぞれの障害の特性に応じた適切な療育および教育の充実に図り、生涯にわたり多様な学習の機会を確保します。
- 障害の有無に関わらず、同じ場でともに学ぶ「インクルーシブ教育」を推進するとともに、支援を必要とする子どもや、その保護者を支援する体制の充実を目指します。

基本目標の進捗を測る指標

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門職員による市内校園訪問件数	85件	90件	100件
乳幼児健康診査における受診率	100%	100%	100%
医療的ケア児コーディネーターの配置	1人	1人	1人

具体的な対応策

取組の具体策	主な施策項目
保育・教育における支援体制の充実	○発達相談の充実 ○職員研修の充実 ○教育相談の充実
児童発達支援センターの機能の拡充	○児童発達支援センターを中心とした児童発達支援体制の充実 ○保育・教育の場での支援
学校教育・社会教育の充実	○障害のある児童・生徒に対する教育の充実 ○教育相談・教育研修の充実
医療的ケア児に対する支援体制の充実	○医療的ケアを必要とする障害のある児童への支援の充実
強度行動障害等個別支援の必要な児童・生徒の実態把握と適切な支援体制の構築	○個別支援の必要な重い障害のある児童・生徒への支援策のあり方の検討 ○個別支援計画を活用した適切な支援の推進

基本目標 5

求められる支援に寄り添うために
～個々の特性に応じた支援の場の提供～

施策の方針

- 必要とする適切な支援が受けられるよう、医療や保健、福祉の関係機関等が連携したサービス提供体制の構築等、**地域包括ケアシステムの充実**を推進するとともに、生活介護等の日中活動の場やグループホーム等の住まいの場の拡充を、関係機関との連携を図るなかで、**障害のある人の特性に応じた支援体制の充実**に努めます。

基本目標の進捗を測る指標

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業利用者数	248人	258人	270人
市内グループホーム数	令和8年度までに13か所		
市内生活介護事業所数	令和8年度までに12か所		

具体的な対応策

取組の具体策	主な施策項目
重い障害のある人の日中活動の場・住まいの場等の整備促進	○グループホームの整備 ○重い障害のある人に対応するグループホームへの運営支援 ○重い障害のある人の日中活動の場の確保
特性に応じた過ごし場の拡充	○障害のある人の居場所づくり ○強度行動障害のある人への支援の充実
様々な障害に対応できる日中一時支援事業の充実	○医療的ケアを必要とする障害のある人を対象とした日中一時支援事業所の充実

基本目標 6

安全・安心なまちづくりのために
～生活環境・災害・緊急時の支援体制の構築～

施策の方針

- 近年の大規模災害や感染症の拡大において、災害時や緊急時の情報伝達や避難体制が極めて重要であることから、障害のある人へ適切にわかりやすく情報を伝達する仕組みづくりや、**避難行動要支援者名簿等に基づく避難支援体制の整備**、また感染症の感染拡大防止に向けた個々の取組等を進めます。

基本目標の進捗を測る指標

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉避難所の設置にかかる協定を結んだ社会福祉法人等数	9か所以上	前年度以上	前年度以上
障害福祉事業所によるBCP策定率	100%	100%	100%

具体的な対応策

取組の具体策	主な施策項目
ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備	○ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進 ○「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」等の周知・指導
災害等、緊急時の支援の充実	○防災・防犯・感染症対策に対する意識の普及促進 ○福祉避難室の設置および福祉避難所の充実 ○緊急時の情報提供体制の整備
移動・交通手段の充実	○移動手段の拡充 ○移動支援事業の推進 ○交通安全対策の充実
消費者保護の推進	○消費者保護の推進

基本目標 7

必要な支援・サービスが円滑に提供されるために ～人材確保・育成の推進～

施策の方針

- 高校・大学等からの福祉現場への就職等を増加させるため、事業所や関係機関との連携を強化しながら福祉人材の確保を図ります。また、障害のある人が地域において自分らしい生活を継続できるよう、適切なサービス提供に向けた人材の確保・育成、サービスの質の向上、事業所等との連携強化に努めます。

基本目標の進捗を測る指標

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談と地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	60回	90回	135回
手話講習会・要約筆記者養成講習会の修了者数	10人	20人	20人
障害福祉サービス事業所（グループホーム・入所施設）職員充足率	100%	100%	100%

具体的な対応策

取組の具体策	主な施策項目
質の高い福祉サービスの充実・提供	○サービスの質の向上 ○障害福祉サービスの適切な給付 ○個々の障害特性等に応じた必要な支援策の検討
福祉人材の確保・育成	○大学等との連携による福祉分野への人材確保の推進 ○県主催の各種研修会等への参加促進
事業所等との情報共有等、連携の強化	○事業所との情報共有の強化 ○ケアマネジメント体制の充実 ○働き・暮らし応援センター等関係機関との連携強化

3 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

(1)各種サービスの見込み一覧

サービス種別		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月		183	191	199
	時間/年		36,320	38,100	39,968
重度訪問介護	人/月		8	9	10
	時間/年		13,777	16,292	18,807
行動援護	人/月		32	34	36
	時間/年		9,425	10,534	11,642
同行援護	人/月		14	15	16
	時間/年		3,222	3,911	4,747
重度障害者等包括支援	人/月		0	0	0
	時間/年		0	0	0
短期入所（福祉型）	人/月		58	59	60
短期入所（医療型）	人/月		33	38	43
生活介護	人/月		186	195	204
	人日/年		38,010	39,849	41,689
自立訓練（機能訓練）	人/月		3	3	3
	人日/年		291	291	291
自立訓練（生活訓練）	人/月		6	6	6
	人日/年		900	900	900
宿泊型自立訓練	人/月		2	2	2
	人日/年		579	579	579
就労移行支援	人/月		29	30	31
	人日/年		2,632	2,726	2,824
就労継続支援（A型）	人/月		45	49	53
	人日/年		9,042	9,846	10,649
就労継続支援（B型）	人/月		229	234	239
	人日/年		41,781	42,510	43,963
就労定着支援	人/月		11	11	11
療養介護	人/月		13	14	15
共同生活援助	人/月		109	121	134
施設入所支援	人/月		33	35	37
自立生活援助	人/月		1	1	1
計画相談支援	人/年		472	503	536
地域移行支援	人/月		2	2	2
地域定着支援	人/月		2	2	2

※人日/年：1年間で利用された、すべての利用者の総利用日数

サービス種別		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
こ	相談支援事業	か所	2	2	2	
	成年後見制度利用支援事業 (報酬・申立て助成)	人/年	14	18	24	
	成年後見制度利用促進事業 (相談事業)	人/年	30	42	55	
	意思疎通支援事業	件/年	628	705	792	
		人/年	1	1	1	
		手話通訳者派遣	件/年	627	704	791
		要約筆記者派遣	件/年	1	1	1
	手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	
	手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	40	40	
	日常生活 用具給付 等事業	介護・訓練支援用具	件/年	7	8	9
		自立生活支援用具	件/年	18	18	18
		在宅療養等支援用具	件/年	39	44	49
		情報・意思疎通支援用具	件/年	63	66	69
		排せつ管理支援用具	件/年	1,945	2,087	2,138
		居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1
	移動支援事業	人/年	134	139	145	
		時間/年	9,453	9,841	10,245	
	地域活動支援センター機能強化事業 (I型・II型)	件/年	1,862	1,986	2,118	
	日中一時支援事業	件/年	7,735	8,784	9,976	
	文化芸術活動振興事業	人/年	527	556	586	
点字・声の広報等発行事業	人/年	268	268	268		
入浴サービス事業	人日/年	1,069	1,137	1,209		
児童発達支援	人/月	62	63	64		
	人日/年	2,817	3,071	3,348		
放課後等デイサービス	人/月	359	394	432		
	人日/年	50,261	55,161	60,481		
保育所等訪問支援	人/月	13	14	15		
	人日/年	104	112	120		
障害児相談支援	人/年	232	262	292		
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1		



(2) 施設整備についての見込み

障害福祉施設の整備については、現状や利用ニーズに鑑み、見込量に適した施設整備を進めます。

【市内の障害福祉サービス事業所の現状】

施設種別	市内事業所数	令和8年度までに市内で新たに整備を見込む事業所数
生活介護	11 か所	2 か所
共同生活援助	10 か所	3 か所
放課後等デイサービス	20 か所	1 か所

(3) 令和8年度の数値目標等の設定

指 標

目標設定の考え方

令和4年度
実績値

令和8年度
目標値

①施設入所者の地域生活への移行

●施設入所者の地域生活への移行者数	地域移行支援を踏まえ設定	0 人	1 人
●施設入所者数	地域ニーズを踏まえ設定	35 人	37 人

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

●協議の場の設置数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を湖南福祉圏域で設置	1 か所	1 か所
●地域移行支援の利用者数		0 人	1 人以上
●共同生活援助の利用者数		14 人	19 人以上
●地域定着支援の利用者数	精神障害のある人のニーズを把握し、障害福祉サービス別の利用者数を設定	1 人	2 人以上
●自立生活援助の利用者数		0 人	2 人以上
●自立訓練（生活訓練）の利用者数		3 人	4 人以上

③地域生活支援の充実

●地域生活支援拠点等の整備	湖南福祉圏域に整備	未整備	整備
●地域生活支援拠点の運用状況の検証	年1回以上の運用状況を検証および検討	地域生活支援拠点の設置の検討	年1回以上の検証および検討
●強度行動障害を有する者への支援体制の充実	湖南福祉圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を検討	年3回以上の検証および検討	年5回以上の検証および検討

指 標

目標設定の考え方

令和3年度
実績値

令和8年度
目標値

④福祉施設から一般就労への移行等

●福祉施設から一般就労への移行者数	令和3年度の1.28倍以上	19人	25人
●就労移行支援事業の利用者からの移行者数	令和3年度の1.31倍以上	10人	13人
●就労継続支援A型事業利用からの移行者数	令和3年度の1.29倍以上	3人	4人
●就労継続支援B型事業利用からの移行者数	令和3年度の1.28倍以上	6人	8人
●就労移行率5割以上の就労移行支援事業所の割合	全体の5割以上	—	50%以上
●就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率	7割以上の事業所の割合が2割5分以上	—	25%以上

指 標

目標設定の考え方

令和4年度
実績値

令和8年度
目標値

⑤発達障害者等に対する支援

●支援プログラム等の受講者数	ペアレントトレーニングやピアサポート活動への参加を促進	8人	10人
●ピアサポートの活動への参加人数		67人 (延べ人数)	80人 (延べ人数)

⑥障害児支援の提供体制の整備等

●児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを継続設置	1か所	1か所
●保育所等訪問支援の充実	保育所等訪問支援が利用できる体制を市で維持	構築済	維持
●重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を市に確保・維持	放課後等デイサービス事業所 4か所	5か所以上
		児童発達支援事業所 2か所	2か所以上

⑦相談支援体制の充実・強化等

●基幹相談支援センターの設置	総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置および地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	1か所	1か所
●地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	359件	464件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	306件	381件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	40回	135回

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

●障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	2人	3人以上
●障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	24回	28回



4 計画の推進体制

(1) 計画の進捗状況の管理・評価

プランを着実に推進するために、PDCA（「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Act（改善）」）サイクルによる定期的なプランの分析・評価を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを行います。

また、守山市障害者施策推進協議会や市自立支援協議会において計画の評価を行い、意見を聞かなか施策を推進します。加えて、庁内において「基本目標の進捗を測る指標」を活用した進捗状況の把握、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより本計画の円滑な推進に努めます。

(2) 関連する計画の推進

「守山市総合計画」をはじめ、「守山市地域福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等、福祉、保健、教育、市民活動、まちづくり等の関連計画との整合性を図ります。

(3) 関係機関・団体との連携

障害者団体をはじめ、福祉サービスの提供事業所等の関係機関、ボランティア団体、民生委員・児童委員、多くの地域関係団体等との連携を図るとともに、国、県や湖南福祉圏域各市とも連携を図ります。



発行年月：令和6年3月

発行：守山市 健康福祉部 障害福祉課

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

TEL:(077)582-1168 FAX:(077)581-0203